

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの経営理念として“「こころ、はずむ、おいしさ。」の提供”を掲げるとともに、その実現に向けた行動指針を定めております。当社は、この経営理念及び行動指針のもと、経営環境の変化に的確に対応し、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、持続的な企業価値の向上を実現することを、コーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

『エバラ食品グループ経営理念・行動指針』

<経営理念>

「こころ、はずむ、おいしさ。」の提供

わたしたちは、お客様への情熱とチャレンジ精神を力に、
「人を惹きつける、新しいおいしさ」と
「期待で胸が膨らむ、ワクワクするおいしさ」を通じて、
人と人との絆づくりの機会を広げていきます。

<行動指針>

わたしたちは、「こころ、はずむ、おいしさ。」をお届けするために、以下の精神で行動していきます。

顧客満足を最優先:

わたしたちは、お客様へのお役立ちを大切に、価値ある商品、心の通ったサービスを通じてお客様の信頼、満足を最優先に行動します。

さらなる企業成長を目指す:

わたしたちは、お客様にとって必要な企業であり続けるために、革新的な商品、サービスをタイムリーに届け続け、お客様とともに成長していきます。

冒険、反論、失敗の自由:

わたしたちは、自由な議論を通じた創造を重んじ、失敗を恐れず、常にチャレンジを続け、他に先駆けた面白さ、オリジナリティを大切にします。

環境への取り組み:

わたしたちは、低負荷型社会、循環型社会の実現に貢献すべく、省エネルギー・省資源、リサイクルを推進し、環境対策に取り組めます。

信頼される企業行動:

わたしたちは、わたしたち自身の透明性を高め、安全・安心と品質の追求、適切なコンプライアンス体制の確立などを通して、社会に信頼され、貢献できる企業となることを目指します。

<エバラ食品グループは、これまでも、これからも「創業の思い」を大事にしていきます>

「おいしいものを、さらにおいしく。」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1-2-4】議決権の電子行使を可能とするための環境づくり、招集通知の英訳

当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、現時点では、議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳は行っておりません。今後も株主構成等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 3-1-2】英語での情報開示

当社ウェブサイトの一部は英訳しておりますが、当社の株主構成における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後も株主構成等を踏まえ、合理的な範囲において英語での情報開示を検討してまいります。

【補充原則 4-2-1】経営陣の報酬

現在、中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む報酬制度の導入について検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

<政策保有株式の保有方針>

営業上の取引先としての関係維持及び強化等を目的に、事業戦略上で必要と判断した場合は、政策投資として対象企業の株式を保有します。主要な保有株式については、取締役会において、中長期的な事業戦略上の観点から、その保有効果等について確認します。

<政策保有株式に係る議決権の行使の基準>

当社の中長期的な企業価値の向上に資するか否かを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断します。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社グループの役員及び社員等に適用する「エバラ食品グループ役員・社員行動規範」において、自己または第三者のために当社の利益に反する取引を行わない旨を定めていることに加え、取締役については、会社法が定める競業取引及び利益相反取引に該当する場合は、事前に取締役会に照会のうえ承認決議を受け、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を取締役に報告する旨を「取締役会規程」に定めております。また、毎年定期的に主要株主の状況を確認するとともに、当社グループの役員に対して関連当事者に関する調査を実施し、適切に監視できる体制を整備しております。

【原則3-1】情報開示の充実

1 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループの経営理念及び行動指針は、当社ウェブサイトで公表しております。

<http://www.ebarafoods.com/company/philosophy/index.html>

当社グループの経営ビジョン及び中期経営計画は、当社ウェブサイトで公表しております。

<http://www.ebarafoods.com/company/ir/management/business.html>

2 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

3 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「2. 1. 【取締役報酬関係】[報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容]」に記載しております。

4 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

<手続>

取締役及び監査役候補の指名については、「取締役会規程」に基づき、株主総会に付議すべき議案として取締役会で決議します。ただし、監査役の選任に関する議案については、監査役会の同意をもって株主総会に付議します。

<指名方針 取締役及び経営陣幹部>

持続的な成長と企業価値の向上を推進すべく、長期的な経営視点を持ち、当社事業を構成する各機能の知識そして経験や能力などのバランスを勘案して、直面する経営課題に戦略的、組織的に対処し得る者を、取締役候補者とします。特に、社外取締役については、中長期の企業価値向上に向けた議論の活発化、経営の監督機能の強化を期待し、その役割を果たし得る、複数名の多様かつ専門的な知識及び経験を有する者を候補者としてします。なお、取締役の員数は、当社規模を勘案し、機動的な意思決定を可能とする体制を前提とします。

経営陣幹部である代表取締役社長並びに専務取締役及び常務取締役の選任については、その有する知識、経験、資質等を勘案し、取締役会で決議します。

<指名方針 監査役>

監査役会は実効性の高い監査機能を発揮する体制を構築すべきという考えのもと、その役割を果たし得る者を、監査役会の同意をもって監査役候補者としてします。

5 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名理由

<取締役>

宮崎 遵(代表取締役社長)

宮崎遵氏は、当社においてマーケティング部門、営業企画部門及び経営企画部門を中心とした豊富な経験を有しており、代表取締役就任以降は、当社グループの長期経営ビジョン「Evolution 60」の策定を指揮するとともに、マーケットに対する深い洞察力と強いリーダーシップを発揮し、エバラブランドの価値向上に向けた施策を着実に遂行しております。

水谷 直照(専務取締役)

水谷直照氏は、当社において製造部門、営業部門及び管理部門を中心とした豊富な経験を有しており、取締役就任以降は、主に管理部門及び品質保証部門を管掌してまいりました。そのバランスのとれた経験と高度な知識に基づく卓越した経営判断能力を備え、中長期的な企業価値向上に向けた強いリーダーシップを発揮しております。

高井 孝佳(専務取締役)

高井孝佳氏は、当社グループ会社における海外事業等の経験に加え、当社において経営企画部門及び管理部門を中心とした豊富な経験を有しており、取締役就任以降は、主に経営企画部門、マーケティング部門及び海外事業部門を管掌してまいりました。その多様な経験と高度な知識に基づく卓越した経営判断能力を備え、中長期的な企業価値向上に向けた強いリーダーシップを発揮しております。

森村 剛士(常務取締役)

森村剛士氏は、当社の海外現地法人である荏原食品(上海)有限公司における勤務を経て、当社において海外事業部門及び経営企画部門の経験を有しており、取締役就任以降は、開発部門、海外事業部門及び業務用営業部門を管掌してまいりました。社内外の幅広いネットワークと多様な経験によって培われた優れた経営感覚を備え、中長期的な企業価値向上に向けた強いリーダーシップを発揮しております。

小川 修一(取締役)

小川修一氏は、当社において主力工場の工場長を歴任し、マーケティング部門及び製造部門を中心とした豊富な経験を有しており、取締役就任以降は、製造部門を管掌してまいりました。マーケットに対する深い理解とともに、特に生産の分野において、生産体制の構築や工場運営に関する豊富な経験と実績を備え、中長期的な企業価値向上に向けた強いリーダーシップを発揮しております。

古閑 博(取締役)

古閑博氏は、当社において営業部門を中心とした豊富な経験を有しており、取締役就任以降は、家庭用営業部門を管掌してまいりました。当社製品のマーケット及び流通関係に精通しており、営業体制の構築及び推進に関する豊富な経験と実績を備え、中長期的な企業価値向上に向けた強いリーダーシップを発揮しております。

なお、社外取締役の選任の理由については、本報告書「2. 1【取締役関係】[会社との関係(2)]」に記載しております。

<監査役>

佐藤 一郎(常勤監査役)

佐藤一郎氏は、当社において財務会計部門における長年の経験を有し、当社グループ会社の取締役、当社の監査室長、人事室長を歴任するほか、執行役員として管理本部長を務めてまいりました。財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、当社グループのガバナンスに関

する豊富な経験と知識を備えていることから、監査役としての役割を果たせると判断しております。

なお、社外監査役の選任の理由については、本報告書「2. 1【監査役関係】[会社との関係(2)]」に記載しております。

【補充原則 4-1-1】経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は、法令により取締役会の専決とされる事項及び「取締役会規程」で定める重要な業務執行として、全社的な経営方針や計画、組織編成等を決定するほか、実効性の高い取締役の職務の執行を確保するため、取締役の業務分担を決定します。取締役会が決定する事項以外の業務執行については、業務執行の最高責任者である代表取締役社長に委任され、取締役会が定める経営方針に基づき全業務を統括するとともに、特に重要な事項については、代表取締役社長をはじめとする取締役等の経営陣（社外取締役を除く）が主体となって構成される経営会議において、審議及び決定を行います。また、各事業または機能の業務執行については、各執行役員が担当します。

【原則 4-8】独立社外取締役の有効な活用

独立社外取締役は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割を果たすべきであり、当社はそのような資質を備えた独立社外取締役を2名選任しております。今後も、独立社外取締役の役割を果たす必要な員数を検討してまいります。

【原則 4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、「社外役員の独立性に関する基準」を定め、当該基準を満たす社外役員については、本人の同意のもと、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。「社外役員の独立性に関する基準」は、本報告書「2. 1. 【独立役員関係】[その他独立役員に関する事項]」に記載しております。

【補充原則 4-11-1】取締役会の構成

現在、取締役会は、独立役員である社外取締役2名（うち女性1名）を含む8名で構成されております。なお、取締役の選任に関する方針・手続は、本報告書「1. 1【原則3-1】4」に記載しております。

【補充原則 4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」において開示しております。
http://www.ebarafoods.com/company/ir/stock_info/shareholder.html

【補充原則 4-11-3】取締役会の実効性評価

取締役会において、原則として年1回、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、取締役会の実効性を高めるための改善につなげております。

<2015年度の分析・評価結果の概要>

各取締役に対し、取締役会の構成、運営及び審議状況に関するアンケートを実施するとともに、各監査役の意見を踏まえ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。その結果、当社の取締役会は、重要な業務執行に関する意思決定や監督機能を発揮するための体制が整っており、全体として概ね適切に運営され、取締役会の実効性は確保されていると評価されました。一方で、今回の取締役会全体の実効性評価を踏まえ、特に議論の活性化、審議時間の十分な確保等の観点から、いくつかの改善課題を抽出し、継続的に取り組んでいくことといたしました。

【補充原則 4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役及び監査役（社外役員を含む）の就任の際には、当社の事業、財政状態及び組織構造等に関して十分な知識を得るとともに、取締役または監査役に求められる役割と責務を適切に果たすため、その役割と責務に係る理解を深め、関連する法令、コーポレートガバナンス、ファイナンス等の必要な知識を習得する機会を設けます。また、就任後においても、継続的にそれらの知識を習得、更新する機会を設けます。

【原則 5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家等との建設的な対話を促進するためのIR活動を含む情報開示に関する基本的な考え方を、当社ウェブサイトに掲載しております。
<http://www.ebarafoods.com/company/ir/management/irpolicy.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ウッドヴィレッジ	1,565,460	13.57
株式会社池竹研究所	1,209,120	10.48
エバラ食品工業株式会社従業員持株会	638,100	5.53
株式会社横浜銀行	360,000	3.12
森村 忠司	293,740	2.54
森村 剛士	278,840	2.41
株式会社榎本武平商店	230,000	1.99
有限会社ケイアンドケイオフィス	180,000	1.56
東洋製罐グループホールディングス株式会社	130,000	1.12
渡邊 啓一	121,773	1.05

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社ではコーポレートガバナンスに重要な影響を与える親会社や上場子会社を有しておらず、その他の特別な事情についても該当事項はありません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
赤堀 博美	その他													
菅野 豊	公認会計士								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤堀 博美	○	—	赤堀博美氏は、赤堀料理学園を運営しており、管理栄養士及びフードコーディネーターとしてはもちろん、学校経営者としての長年の経験を有しております。当社の経営体制において、学校経営に基づく豊富な経験、「食」に関する広範な知見と生活者の視点を活かした社外取締役としての役割を果たしていただけたと考えております。 同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員の要件を満たし、十分な独立性を有していると判断しております。そのため、当社は同氏を独立役員に指定しております。
菅野 豊	○	菅野豊氏は、当社の会計監査人である三優監査法人の出身者(非常勤)であり、同氏は2005年5月に同法人を退所しております。また、同氏は当社の会計顧問である株式会社サポートAtoZと業務委託契約	菅野豊氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験を有し、また経営者としての経験も有しております。当社の経営体制において、財務及び会計に関する高い見識を活かした社外取締役としての役割を果たしていただけたと考

	を締結しておりましたが、同氏と当社との業務委託契約は2013年6月で終了しております。	えております。同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員要件を満たし、十分な独立性を有していると判断しております。そのため、当社は同氏を独立役員に指定しております。
--	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査計画の提出と会計監査実施結果の報告を受けるほか、適宜、会計監査人による監査に立ち会うとともに、会計監査人との間で定期的に意見交換を行っております。常勤監査役と監査室の間では日頃から活発な情報交換が行われており、監査の計画、実施面でも密接な連携が図られ、内部統制システムの有効性の検証も含め、内部監査の結果についても、すべて監査役会で報告されております。監査役、監査室及び会計監査人は、相互の連携を緊密にし、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗原 正治	他の会社の出身者										△			
小田嶋 清治	税理士										○			
青戸 理成	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗原 正治	○	栗原正治氏は、当社の取引銀行である株式会社横浜銀行の出身者であり、2005年5月に同行を退職しております。なお、当	栗原正治氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、当社の監査体制において、財務のみならず経済及び社会に関する高い見識を活かした社外監査役としての役割を果たし

		社は同行より約1億16百万円(2016年3月末現在)の借入金を有しております。	ていただけると考えております。同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員要件を満たし、十分な独立性を有していると判断しております。そのため、当社は同氏を独立役員に指定しております。
小田嶋 清治	○	小田嶋清治氏は、当社の税務顧問である税理士法人平川会計パートナーズと委嘱契約を締結しております。当社は同法人に年間約10百万円(2016年3月期実績)の顧問契約料を支払っております。	小田嶋清治氏は、長年の財務省及び国税局における勤務経験並びに税理士としての豊富な経験を有しており、当社の監査体制において、税務に関する高い見識を活かした社外監査役としての役割を果たしていただけたと考えております。同氏は、左記のとおり当社と取引関係のある税理士法人平川会計パートナーズと委嘱契約を締結しておりますが、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員要件を満たし、十分な独立性を有していると判断しております。そのため、当社は同氏を独立役員に指定しております。
青戸 理成	○	青戸理成氏は、当社の法律顧問である鳥飼重和弁護士が代表弁護士を務める鳥飼総合法律事務所に所属しております。当社は同弁護士に年間約4百万円(2016年3月期実績)の顧問契約料を支払っております。	青戸理成氏は、弁護士としての豊富な経験を有しており、当社の監査体制において、企業法務に関する高い見識を活かした社外監査役としての役割を果たしていただけたと考えております。同氏は、左記のとおり当社と取引関係のある鳥飼重和弁護士が代表弁護士を務める鳥飼総合法律事務所に所属しておりますが、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員要件を満たし、十分な独立性を有していると判断しております。そのため、当社は同氏を独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、「社外役員の独立性に関する基準」を定め、当該基準を満たす社外役員については、本人の同意のもと、独立役員に指定しております。

<社外役員の独立性に関する基準>

社外役員が高い独立性を有していると判断するにあたっては、法令及び東京証券取引所が定める諸規則のほか、当該社外役員が以下のいずれの項目にも該当しないことを要する。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその法人等(*a)の業務執行者(「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者またはそれに相当する者をいう。以下同じ。)
2. 当社の主要な取引先またはその法人等(*b)の業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士その他コンサルタント等の専門的サービス提供者(当該専門的サービス提供者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者)(*c)
4. 当社から一定額を超える寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者)(*d)
5. 上記1から4までに掲げる者の二親等内の親族

(注)

- *a 直近事業年度及びそれに先行する3事業年度において当社グループから1億円またはその者(または法人等)の年間連結売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える支払を受けた者(または法人等)をいう。
- *b 直近事業年度及びそれに先行する3事業年度において当社グループとの取引額が1億円または当社の年間連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者(または法人等)をいう。
- *c 専門的サービス提供者が個人の場合は、直前事業年度において当社グループからの役員報酬以外に1,000万円またはその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者をいう。専門的サービス提供者が法人等の場合は、直前事業年度において当社グループから1億円またはその法人等の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている法人等に所属する者をいう。
- *d 直前事業年度において当社グループから1,000万円またはその者(または法人等)の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている者(または法人等)をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の基本報酬は、固定報酬と総合的な業績目標の達成によって変動する業績連動報酬で構成されております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役及び監査役の報酬等の総額を、「株主総会招集ご通知」において開示しております。
第58期(2015年4月1日から2016年3月31日)における取締役及び監査役に支払った報酬等の総額は以下のとおりです。

- ・取締役 10名 172百万円
- ・監査役 5名 42百万円

※取締役の報酬等には、2015年6月26日をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等が含まれております。
※2015年6月26日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し取締役に就任した菅野豊氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の範囲内において決定しております。報酬水準については、事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を参考に、求められる役割及び責任を勘案したうえで設定しております。取締役の基本報酬は、固定報酬と総合的な業績目標の達成によって変動する業績連動報酬で構成されております。取締役の報酬等は、代表取締役社長が、独立役員である社外取締役及び社外監査役に固定報酬と業績連動報酬の算定方法を含む報酬制度及び報酬水準並びに個別の報酬額に関して説明を行い、適切な助言を得たうえで、取締役会において取締役の報酬等の決定に関する方針を決議しております。監査役報酬は、固定報酬のみとしております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役及び監査役(社外役員を含む)のサポート体制として、取締役会の運営に関する事務を経営企画室が担い、取締役会で十分な議論が可能となるよう、年間スケジュールの作成、適切な審議時間の設定、審議事項に関する資料の事前配布及び説明を行うほか、取締役または監査役の求めに応じて追加の情報を提供しております。また、監査役の職務の補助を監査室が担っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会を設置しており、監査役4名のうち3名を社外監査役に構成し、独立性の高い社外監査役が取締役の職務執行を監査することで、経営の監視機能の充実を図っております。また、取締役8名のうち2名を独立性の高い社外取締役とし、経営に多様な視点を取り入れるとともに、経営の監督機能の強化を図っております。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営戦略立案機能と業務執行機能を分担することで、取締役が経営と監督に注力できる体制を構築し、権限委譲に伴う意思決定のスピードアップと活力ある組織運営を行っております。

<取締役会>

取締役8名(うち社外取締役2名)で構成し、経営の監督機関として月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催します。活発な議論を尽くしながら、経営上の重要な意思決定及び取締役の職務執行の監督を行います。

<監査役会>

監査役4名(うち社外監査役3名)で構成し、法令で定められた事項の協議及び決定のほか、取締役会付議事項の事前検討、常勤監査役の監査状況の報告と意見交換、会計監査人との情報共有等を行います。

<経営会議>

業務執行の最高責任者である代表取締役社長を議長とし、取締役等の経営陣(社外取締役を除く)が主体となって構成され、取締役会が決定する事項以外の業務執行について、特に重要な事項の審議及び決定を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、当社は監査役会設置会社であり、取締役会による経営の監督機能及び監査役会による経営の監視機能を十分に発揮できる体制にあります。また、常勤監査役は、取締役会のみならず経営会議をはじめとした主要な会議に出席し、監視機能の充実を図っております。そのため、コーポレートガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト等により電子的に公表しております。また、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報は、必要に応じて確に提供しております。 2016年6月24日開催の第58期定時株主総会においては、招集通知を2016年6月6日に発送するとともに、情報提供の早期化の観点から、2016年5月30日に東京証券取引所ウェブサイト及び当社ウェブサイトにおいて招集通知の内容を公表しております。
その他	株主総会においては、事業報告に映像とナレーションを活用して視覚的にも分かり易い説明に努め、また株主の皆様からの活発なご発言を頂戴し、丁寧な回答を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家等との建設的な対話を促進するためのIR活動を含む情報開示に関する基本的な考え方を、当社ウェブサイトに掲載しております。 http://www.ebarafoods.com/company/ir/management/irpolicy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IRセミナー等において、個人投資家向けに説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と本決算発表後に、アナリスト及び機関投資家を対象とした説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明の動画配信をはじめ、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書等を、できる限りタイムリーに当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員:専務取締役 高井 孝佳 担当部署:経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「IR活動及びIR情報の開示に関する規程」において、当社のIR活動の趣旨を以下のとおり定めております。 <IR活動趣旨> 当社IR活動においては、当社に関連するすべての人々が、当社製品の消費者たり得ることを念頭に置き、現株主及び潜在株主に業績、将来性、その他当社に関する会社の情報を正確かつ公平に伝えることによって、市場において当社の企業価値に関する適正な評価を得ることを目指す。また株主ならびに機関投資家との長期的な信頼関係を構築・維持・発展させ、その活動を通じて得られる企業評価・格付・課題等を経営にフィードバックすることにより、株主重視の経営を行うことを趣旨とする。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、エバラ食品グループの経営理念「「こころ、はずむ、おいしさ。」の提供”及びその行動指針に基づき、徹底した品質管理と安全管理による安全で高品質な商品とサービスの提供、低負荷型社会・循環型社会の実現に向けた環境対策、食育活動をはじめとする豊かな食生活への貢献など、企業活動を通じて積極的にCSR活動に取り組んでおります。 具体的な活動内容は、当社ウェブサイトに掲載しております。 http://www.ebarafoods.com/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	金融商品取引法その他の法令及び東京証券取引所の定める規則に基づき、適時適切に情報を開示します。また、法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えらると思われる重要な情報については、迅速かつ公平に情報を開示します。
その他	当社を取り巻くステークホルダーの多様化が進むなか、その状況に対応するためには、当社グループ自身が多様性を持つことが重要であると認識しております。 当社グループでは、当社人事室を中心に、当社グループにおいて、性別や国籍を問わない採用選考を推進するとともに、能力ある人材の積極的な登用、キャリアアップの機会を提供すること

で、各組織や部門において、多様な個性、価値観を持つ人財が活躍できる組織風土の醸成に取り組んでおります。また、勤務形態の多様化や再雇用制度の充実により、出産や介護など、社員それぞれのライフステージや働く環境の変化にフレキシブルに対応できる制度を構築し、社員のワークライフバランスへの取り組みを進め、社員一人ひとりが、その能力を最大限に発揮できる環境を整備しております。

当社は、本報告書提出日現在、取締役8名のうち1名が女性の社外取締役であり、2016年3月末における管理職107名のうち女性は4名です。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会決議により「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制整備（内部統制基本方針）」を定めております。当社の内部統制基本方針は以下のとおりです。

1. 基本方針

エバラ食品グループ経営理念・行動指針

<経営理念>

「こころ、はずむ、おいしさ。」の提供

わたしたちは、お客様への情熱とチャレンジ精神を力に、
「人を惹きつける、新しいおいしさ」と
「期待で胸が膨らむ、ワクワクするおいしさ」を通じて、
人と人との絆づくりの機会を広げていきます。

<行動指針>

わたしたちは、「こころ、はずむ、おいしさ。」をお届けするために、以下の精神で行動していきます。

顧客満足を最優先：

わたしたちは、お客様へのお役立ちを大切に、価値ある商品、心の通ったサービスを通じてお客様の信頼、満足を最優先に行動します。

さらなる企業成長を目指す：

わたしたちは、お客様にとって必要な企業であり続けるために、革新的な商品、サービスをタイムリーに届け続け、お客様とともに成長していきます。

冒険、反論、失敗の自由：

わたしたちは、自由な議論を通じた創造を重んじ、失敗を恐れず、常にチャレンジを続け、他に先駆けた面白さ、オリジナリティを大切にします。

環境への取り組み：

わたしたちは、低負荷型社会、循環型社会の実現に貢献すべく、省エネルギー・省資源、リサイクルを推進し、環境対策に取り組みます。

信頼される企業行動：

わたしたちは、わたしたち自身の透明性を高め、安全・安心と品質の追求、適切なコンプライアンス体制の確立などを通して、社会に信頼され、貢献できる企業となることを目指します。

<エバラ食品グループは、これまでも、これからも「創業の思い」を大事にしていきます>

「おいしいものを、さらにおいしく。」

当社は、上記の経営理念及び行動指針に基づいた、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、コンプライアンス活動、リスクマネジメント及び内部監査を徹底し、内部統制システムの目的である「財務報告の信頼性」「業務の有効性と効率性」「事業経営に関わる法令の遵守」「資産の保全」に関する事項につき、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会で審議を行い、内部統制システム全般の定期的な有効性の検証・改善を図る。以下、内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実現するため、取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定める。

- イ. 当社は取締役会を設置し、取締役による意思決定の充実、迅速性を図り、業務執行を監督する。また、監査役会設置会社として、監査役会の監査機能を充実させるほか、内部監査を実施する組織として監査室を設置する。
- ロ. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「コンプライアンス規程」及び「エバラ食品グループ役員・社員行動規範」を定める。
- ハ. 前項の行動規範に関する全社の方針、コンプライアンス体制の実効性を確保するため、管理部門担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ニ. コンプライアンスオフィサーは自部門のコンプライアンス活動の責任者として、勉強会の実施をはじめ、コンプライアンス活動の推進に努める。
- ホ. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人並びに当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報に関する「内部通報制度運用要領」を定めるとともに、「エバラ食品グループ通報・相談窓口」を設置する。通報により是正、改善の必要があるときには、すみやかに適切な処置をとる。
- ヘ. 監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、重要情報を「企業秘密管理規程」「文書管理細則」「情報セキュリティポリシー」「プライバシーポリシー」及び「個人情報管理要領」に則り、以下のとおり適正適切に保存及び管理する。

- イ. 取締役の職務の執行に係る重要情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに適正適切に保存及び管理をする。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る重要情報は、取締役又は監査役等からの要請があった場合に備え、迅速に閲覧可能な状態を維持する。
- ハ. お客様、取引先様、従業員の個人情報、適切な方法で取得し、目的以外に使用することがないように、適法適切な管理体制のもと管理する。
- ニ. 内部監査では、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「経営危機管理規程」に基づき全社的な事業活動に伴うリスク及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に整備し、適宜その体制を点検することによって管理の有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- イ. 事業リスクに適切に対応するため、当社グループをとりまくリスクを認識評価し、主要リスクごとに管理担当組織を定め、統制方法を策定する。
- ロ. 代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会及び危機管理対策本部を設置し、重大な事業の障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用

失墜、災害等のリスク発生時に迅速かつ実効性のある対応を行う。

ハ、経営危機に適切に対応するため、想定されるリスクについて事象発生時の対応手順を策定する。

ニ、リスク管理体制の継続的な改善活動を行うとともに、教育研修等を当社グループの役職員に対して階層別を実施し、危機管理の意義を知らしめ危機発生時行動の定着を図る。

ホ、内部監査では、リスク管理体制の運用状況をモニタリングし、是正、改善の必要があるときには、リスク管理体制の見直しを随時提案する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、取締役の職務の執行につき、以下の事項を定める。

イ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を設け、取締役会は重要な経営上の案件の審議と決議を行い、また業務執行の監督及び承認を行う。取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、取締役の職務及び権限は「組織規程」に則り、各取締役は、善管注意義務及び忠実義務をもって効率的に業務を遂行する。

ロ、経営会議は、取締役の決定に従った業務の推進にあたり、重要事項の審議と決議を行う。なお、経営会議は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

ハ、当社は、業務執行体制を強化し効率的な業務執行に努めるため、執行役員制度を採用する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告に係る内部統制を整備・運用するため以下の事項について定める。

イ、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用規程」を定める。

ロ、社長を委員長とする内部統制委員会は、基本計画及び方針の決定、内部統制の整備・運用状況の把握、把握された不備への対応及び是正を実施し、決算期末日時点での内部統制の有効性の評価を行う。

7. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社全体を対象にした法令遵守体制の構築及びグループ会社への適切な経営管理のため、以下の事項を定める。

イ、企業集団における業務の適正を確保するため、当社グループ会社全体に適用する「エバラ食品グループ経営理念・行動指針」を定める。

ロ、法令遵守体制の実効性を確保するため、当社の主管部署を定め、グループ会社に対してコンプライアンスに関する研修及び勉強会、「エバラ食品グループ通報・相談窓口」の周知等、必要な諸活動を推進し、管理を行う。

ハ、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき定期的にグループ会社の社長で構成するグループ社長会等により、グループ会社の経営・財務内容その他重要な情報について報告をうけ、重要案件については当社と事前協議を行う。

ニ、当社は、グループ中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。

ホ、当社グループ全体のガバナンス体制、内部監査体制を強化するために当社監査室による内部監査を実施する。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制に関して、以下の事項を定める。

イ、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

ロ、当社の企業倫理への取組みは、「コンプライアンス規程」「エバラ食品グループ役員・社員行動規範」を定め積極的に実践しており、さらに「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し反社会的勢力との関係を遮断することを明記する。

9. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関して以下の事項を定める。

イ、監査役職務を補助する組織は監査室とし、使用人を配置する。

ロ、監査役は、監査室の要員に対し、監査業務の補助者として機能するよう指揮命令出来る。

10. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性に関して以下の事項を定める。

イ、監査役職務の補助者として機能すべき使用人の任命・異動・評価については監査役会の同意を得なければならない。

ロ、職務の遂行上必要な場合、監査役が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとする。

11. 当社グループの役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関して以下の事項を定める。

イ、監査役は職務の執行上必要と判断する会議に出席する。

ロ、当社グループの役職員は、監査役会が必要と定める事項を監査役に報告する。報告事項には次の事項を含む。

a 法令で定められた事項

b 経営、財務の状況に関する事項

c 重要な決裁に関する事項

d リスク、コンプライアンス、内部統制に関する事項

e コンプライアンス規程に基づく内部通報制度に関する事項

ハ、「内部通報制度運用要領」に基づき、上記の事項を報告するにあたり、報告者に対し、不利益な取扱いを行わないものとする。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として以下の事項を定める。

イ、代表取締役は、監査の実効性を高めるため、監査の実効性に関する事項を監査役会と定期的に協議し、監査役監査の充実を図る。

ロ、監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを活用することができる。

ハ、上記監査役の監査が実効的に行われるため、職務の遂行上必要と認める費用について、会社に償還を請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、「反社会的勢力対応マニュアル」において、反社会的勢力との関係を遮断することを明記しており、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもち、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした対応をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

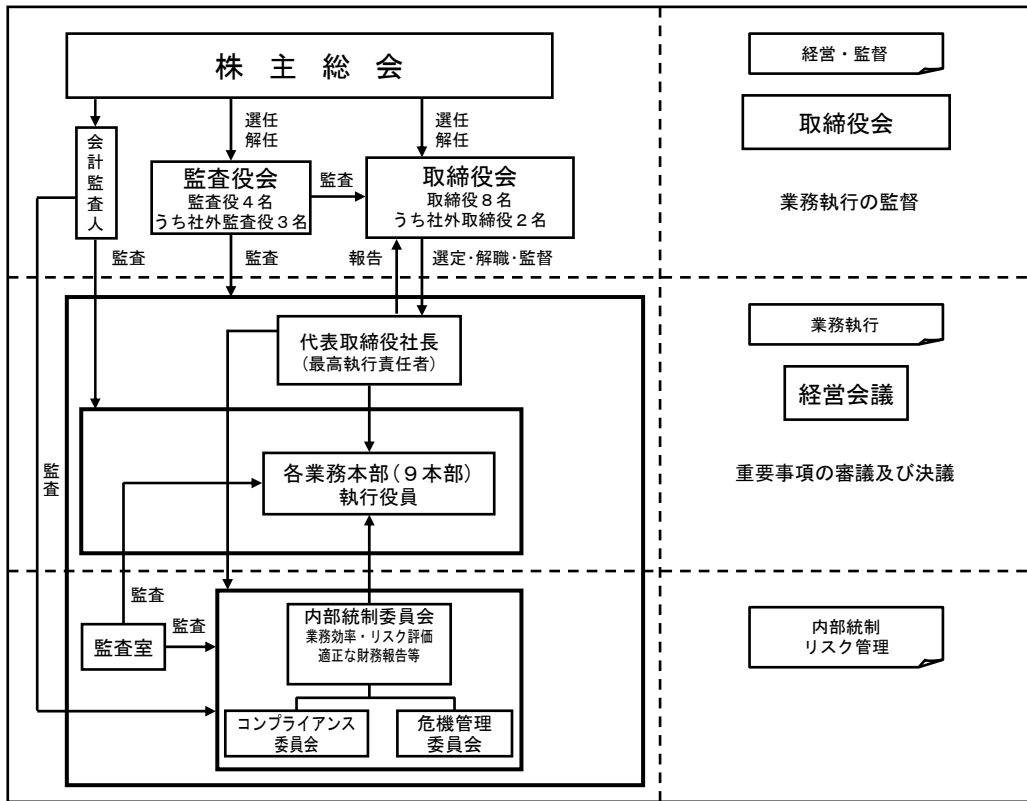
買収防衛策の導入の有無

なし

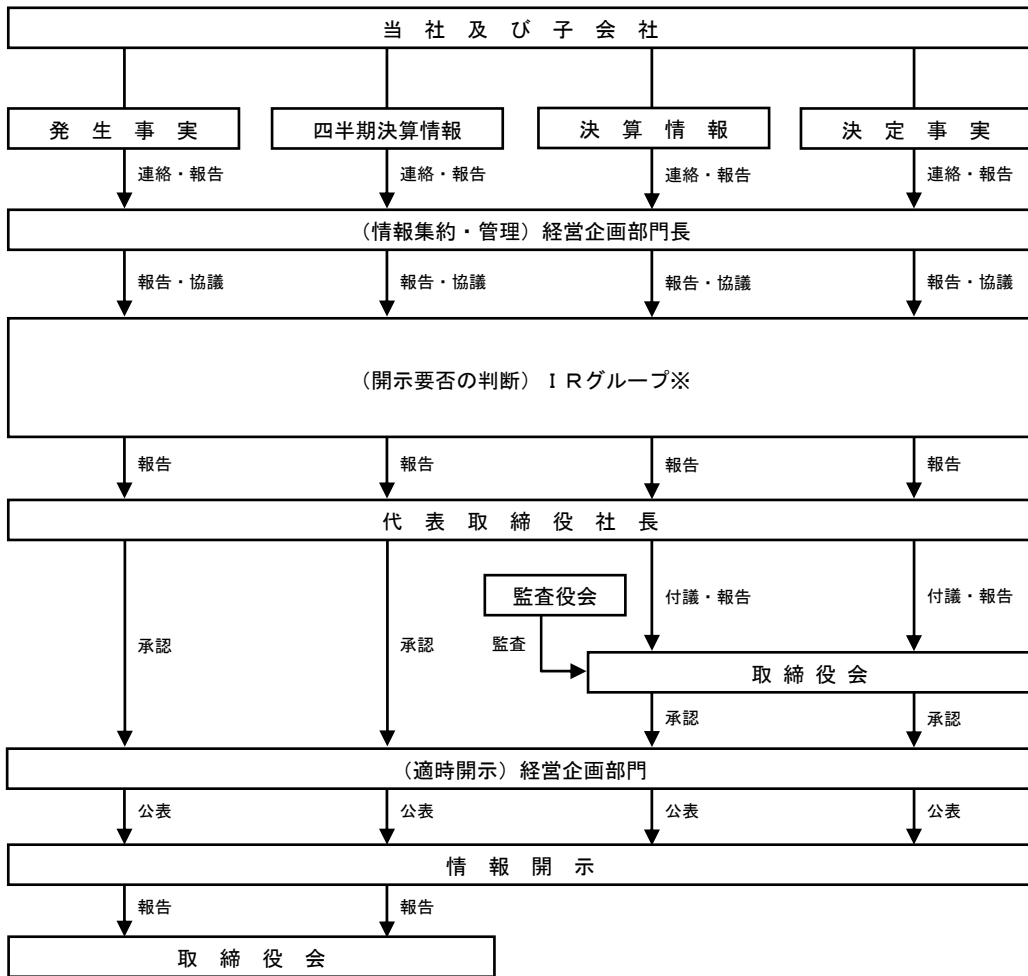
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制】



【適時開示体制】



※ IRグループは、IR活動の推進機関として設置され、その事務局及び対外的な窓口（IRグループ事務局）を経営企画部門に置く。IRグループは、代表取締役社長及び経営企画部門担当取締役並びに各本部長を含む経営企画、広報、総務、経理の各部門長及びIRグループ事務局の担当で構成される。